

# 入札説明書

公益財団法人島根県建設技術センター（以下「センター」という。）が発注する小型乗用車の賃貸借及び保守業務については、次のとおりとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度 小型乗用車 賃貸借及び保守
- (2) 入札案件の仕様等 別添「応札車両仕様書兼チェックシート」によります
- (3) 契約者、賃貸借期間、納入場所及び納入期限
  - ア 契約者 公益財団法人島根県建設技術センター
  - イ 賃貸借期間 令和4月6月1日～令和9年5月31日
  - ウ 納入場所 島根県浜田市片庭町254  
公益財団法人島根県建設技術センター石見支所
  - エ 納入期限 令和4年6月1日

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため島根県知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、島根県入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「14 借入品」小分類「(7) 車両船舶」）に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

## 3 入札参加資格確認申請

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和4年1月19日（水）午後5時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、応札車両仕様書兼チェックシート、必要に応じて入札保証金の免除に関する誓約書(5(6)に該当する場合)を書面により提出してください。

ア 提出期限：令和4年1月19日（水）午後5時

イ 提出場所：

【持参される場合】

島根県松江市古志原4丁目1-1

公益財団法人島根県建設技術センター

【郵送の場合】

〒690-0012 島根県松江市古志原4丁目1-1

公益財団法人島根県建設技術センター 総務課

電話：0852-21-9918

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

(2)申請書は、次により記載してください。

ア 「応札車両仕様書兼チェックシート」については、条件を満たしているかどうか確認するため、すべての適合欄に○を記載してください。

なお、未記載又は1つでも条件に合わない場合は、この入札に参加することができません。

イ 「応札車両」には、条件を全て満たす車両のメーカー及び車名等を記載してください。

(3) 提出された申請書に関してセンターから説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、センターが指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行ってください。

(4) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和4年1月20日（木）午後5時までに書面により各申請者へ通知します。

(5) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

#### 4 入札手続

(1) 入札書の提出方法、期限及び場所

ア 方法 郵便による提出のみ認めます。

イ 期限 令和4年1月25日（火）まで

ウ 場所 3（1）イの場所とする。

入札参加者は、入札書を次に掲げる方法により郵送で提出しなければなりません。

・外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。

・入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に件名を記載し、入札者の商号又は名称を記載すること。

・外封筒には、入札書を入れ、封筒の表面に、件名、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、郵送により提出しなければならぬ。

入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、3

(1) イの場所に郵送しなければならない。

## (2) 入札金額

ア 入札金額は、1台分の賃借料及び保守料総額とし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 登録時の手続きは落札者に委託しますので、登録時に要する費用を見積単価に含めてください。

ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年1月27日（木）午前10時

イ 場所 島根県松江市古志原4丁目1-1

古志原団体ビル2階 会議室

電話：0852-21-9918

ウ 開札 即時開札

## (4) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書及び委任状を提示すること。）は開札に立ち会うことができます。

ウ 入札執行者は開札に当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせるものとします。

エ 同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は代理人若しくは当該入札者又は代理人が開札に立ち会っていないときには入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

## (5) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、再度入札を行います。

イ 再度入札は1回まで行うこととします。

ウ 再度入札書の提出方法、期限及び場所は次のとおり。

(1) 方法 郵便による提出のみ認める。

(2) 期限 令和4年2月3日（木）まで

(3) 場所 島根県松江市古志原四丁目1-1

エ 再度入札に係る開札日時及び場所は次のとおり。

(1) 日時 令和4年2月4日（金）

(2) 場所 島根県松江市古志原四丁目1-1 古志原団体ビル2階会議室

オ 再度入札に付し、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合でも予定価格は変更しません。なお、随意契約の協議以降の手続きは、書面により行います。

#### (6)入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22条）第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とします。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

#### (7) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

#### (8) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

#### (9) 調査協力

センターが、この契約に係る会計処理の適正を期するため、受注者に対し、契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

#### (10) 注意事項

車両完納に至るまでの全ての責任は、落札者の負担とします。

### 5 入札保証金

(1)島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額を契約期間の月数（60月）で除し、12を乗じた額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。

(2)入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。

(3)入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。

ア 納付場所 島根県松江市古志原4丁目1-1 公益財団法人島根県建設技術センター

イ 納付時期 令和4年1月27日（木）午前8時30分から午前10時00分まで

(4)入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、上記(3)アの場所において還付します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、センターに帰属します。

- (6) 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合、免除を受けることができます。ただし、同条第3号により免除を受ける場合は、入札保証金の免除に関する誓約書を提出してください。

## 6 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、上記1(3)の契約先に契約金額を契約期間の月数(60月)で除し、12を乗じた額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- (2) 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用します。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。  
ア 納付場所 島根県松江市古志原4丁目1-1 公益財団法人島根県建設技術センター  
イ 納付時期 落札の日から7日以内
- (4) 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付します。
- (5) 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合、免除を受けることができます。ただし、同条第7号により免除を受ける場合は、契約保証金の免除に関する誓約書を提出してください。

## 7 契約

- (1) 契約書作成の要否  
要します。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約条項  
物品賃貸借契約書(案)のとおりとします。
- (4) 契約金額  
契約は消費税及び地方消費税を含む金額で行うものとします。  
契約金額の算出に当たっては、見積額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(算出額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。  
また、賃貸借期間が1月未満の月がある場合、当該月の賃借料は日割計算により算出した金額とします。
- (5) 前金払い  
ありません。

## 8 質疑

- (1) 質疑事項がある場合は、入札質疑書により提出してください。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。  
ア 提出期限 令和4年1月19日(水)午後5時まで  
イ 提出場所 上記3(1)イの場所  
ウ 提出方法 郵送又はFAXによって提出してください。  
(ただし、FAXの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。)
- (3) 提出のあった質疑については、書面により回答を行います。

## 9 添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 入札保証金の免除に関する誓約書
- (3) 応札車両仕様書兼チェックシート
- (4) 入札質疑書
- (5) 入札書
- (6) 委任状
- (7) 入札辞退届
- (8) 契約保証金の免除に関する誓約書
- (9) 物品賃貸借契約書(案)

## 10 その他

この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒690-0012 島根県松江市古志原4丁目1-1

公益財団法人島根県建設技術センター 総務課 担当：澤井

電話：0852-21-9918 FAX：0852-21-9938